

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について

第1 ストーカー事案の対応状況

1 ストーカー事案の認知状況

平成20年中の認知件数は、前年に比べ1,194件（8.9%）増加した。

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
件数	2,280	14,662	12,024	11,923	13,403	12,220	12,501	13,463	14,657

注1) 認知件数には、ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触すると抵触しないとを問わず、執拗なつきまといや無言電話等による嫌がらせの行為を伴う事案を、相談、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数を計上している。

注2) 平成12年は法施行日（11月24日）から12月31日までの間。

2 ストーカー規制法の適用状況

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	対前年比（%）
警告	1,221	1,133	1,375	1,384	1,335	- 49（- 3.5）
仮の命令	0	1	0	0	0	± 0（± 0.0）
禁止命令等	24	22	19	17	26	+ 9（+ 52.9）
警察本部長等の援助	1,356	1,569	1,631	2,141	2,260	+ 119（+ 5.6）
検挙	206	200	183	242	244	+ 2（+ 0.8）
ストーカー行為罪	200	198	178	240	243	+ 3（+ 1.3）
禁止命令等違反	6	2	5	2	1	- 1（- 50.0）

警察本部長等の援助の内訳（複数計上）

	平16	平17	平18	平19	平20	対前年比（%）
被害防止措置の教示	805	653	670	885	1,092	+ 207（+ 23.4）
被害防止交渉に必要な事項の連絡	83	122	81	76	143	+ 67（+ 88.2）
行為者の氏名及び連絡先の教示	52	55	62	79	131	+ 52（+ 65.8）
被害防止交渉に関する助言	173	155	121	130	194	+ 64（+ 49.2）
民間組織の紹介	18	23	14	13	30	+ 17（+ 130.8）
警察施設の利用	127	153	147	148	135	- 13（- 8.8）
物品の教示又は貸出し	508	476	409	472	461	- 11（- 2.3）
警告を実施した旨の書面の交付	42	37	27	36	28	- 8（- 22.2）
その他被害防止のための援助	397	725	835	968	1,016	+ 48（+ 5.0）

注)「その他被害防止のための援助」には、住民基本台帳閲覧制限措置の意見提出が含まれる。

3 ストーカー規制法以外の対応状況

(1) 他法令による検挙状況

	平16	平17	平18	平19	平20	対前年比 (%)
総数	752	701	653	718	716	- 2 (- 0.3)
殺人	10	6	6	3	11	+ 8 (+ 266.7)
強姦	12	11	7	7	2	- 5 (- 71.4)
暴行	41	38	44	41	50	+ 9 (+ 22.0)
傷害	162	112	113	113	106	- 7 (- 6.2)
脅迫	85	74	75	85	88	+ 3 (+ 3.5)
強要	8	13	7	10	22	+ 12 (+ 120.0)
恐喝	18	10	6	3	14	+ 11 (+ 366.7)
窃盗	25	28	32	35	35	± 0 (± 0.0)
強制わいせつ	5	9	7	4	8	+ 4 (+ 100.0)
住居侵入	116	117	103	103	111	+ 8 (+ 7.8)
逮捕監禁	26	18	15	16	14	- 2 (- 12.5)
名誉毀損	15	17	11	36	18	- 18 (- 50.0)
業務妨害	4	3	1	3	2	- 1 (- 33.3)
器物損壊	78	101	93	110	78	- 32 (- 29.1)
暴処法違反	18	10	14	13	15	+ 2 (+ 15.4)
軽犯罪法違反	14	24	22	16	25	+ 9 (+ 56.3)
銃刀法違反	41	30	37	38	35	- 3 (- 7.9)
迷惑防止条例違反	17	31	27	37	29	- 8 (- 21.6)
その他	57	49	33	45	53	+ 8 (+ 17.8)

注1) 未遂のある罪については未遂を含む。

注2) 「その他」には、放火、公務執行妨害、不正アクセス禁止法違反、道路交通法違反等が含まれる。

(2) その他の対応(複数計上)

	平16	平17	平18	平19	平20	対前年比 (%)
被害者への防犯指導	8,077	8,031	8,837	10,567	10,435	- 132 (- 1.2)
行為者への指導警告	3,155	2,745	2,912	3,381	4,149	+ 768 (+ 22.7)
パトロール	1,617	1,224	1,348	1,643	1,568	- 75 (- 4.6)
他機関等への引継ぎ	77	77	52	192	42	- 150 (- 78.1)
その他	852	804	693	1,077	1,009	- 68 (- 6.3)

注1) 「他機関等」は、保健所、婦人相談所、民間シェルター、医療機関等を計上している。

注2) 「その他」は、被害者の保護、被害者宅への防犯カメラの設置等を計上している。

4 ストーカー事案の分析結果（平成20年中）

都道府県警察が取り扱い、警察庁に報告があった14,657件（ストーカー規制法に抵触しない嫌がらせ事案等も含む。）について分析した。

注）割合は、四捨五入していることから、合計が必ずしも100%にならない。

(1) 被害者の性別

	平18（％）	平19（％）	平20（％）
女性	11,303（90.4）	12,095（89.8）	13,240（90.3）
男性	1,198（9.6）	1,368（10.2）	1,417（9.7）

(2) 被害者の年齢

	平18（％）	平19（％）	平20（％）
19歳以下	922（7.6）	923（7.5）	1,112（8.1）
20歳代	4,504（37.1）	4,674（37.8）	5,182（37.6）
30歳代	3,713（30.6）	3,778（30.6）	4,075（29.6）
40歳代	1,928（15.9）	1,889（15.3）	2,249（16.3）
50歳代	805（6.6）	825（6.7）	810（5.9）
60歳代	220（1.8）	226（1.8）	290（2.1）
70歳以上	42（0.3）	50（0.4）	72（0.5）

注）なお、年齢が不明である平成18年24件、同19年中778件、同20年中498件、ストーカー規制法第2条第1項にいう「特定の者と社会生活において密接な関係を有する者」が被害者である平成18年343件、同19年中320件、同20年中369件を除く。

(3) 行為者の性別

	平18（％）	平19（％）	平20（％）
男性	10,516（89.7）	10,852（89.8）	12,059（90.1）
女性	1,212（10.3）	1,239（10.2）	1,328（9.9）

注）行為者性別不明の平成18年中773件、同19年1,372件、同20年中1,270件を除く。

(4) 行為者の年齢

	平18（％）	平19（％）	平20（％）
19歳以下	265（2.5）	286（2.7）	341（2.8）
20歳代	2,432（22.9）	2,445（22.9）	2,757（22.7）
30歳代	3,406（32.1）	3,381（31.6）	3,818（31.4）
40歳代	2,229（21.0）	2,190（20.5）	2,606（21.5）
50歳代	1,492（14.1）	1,519（14.2）	1,572（12.9）
60歳代	612（5.8）	692（6.5）	823（6.8）
70歳以上	166（1.6）	179（1.7）	225（1.9）

注）年齢不詳の平成18年中1,899件、同19年2,771件、同20年中2,515件を除く。

(5) 行為者と被害者との関係

	平18 (%)	平19 (%)	平20 (%)
特定の者	12,158 (97.3)	13,143 (97.6)	14,288 (97.5)
配偶者 (内縁・元含む。)	1,422 (11.4)	1,287 (9.6)	1,284 (8.8)
交際相手 (元含む。)	6,462 (51.7)	6,631 (49.3)	7,320 (49.9)
その他家族・同居人	25 (0.2)	43 (0.3)	43 (0.3)
知人友人	1,195 (9.6)	1,201 (8.9)	1,449 (9.9)
勤務先同僚	377 (3.0)	372 (2.8)	455 (3.1)
その他職場関係者	584 (4.7)	722 (5.4)	941 (6.4)
面識なし	789 (6.3)	753 (5.6)	859 (5.9)
その他	450 (3.6)	495 (3.7)	565 (3.9)
行為者不明	854 (6.8)	1,639 (12.2)	1,372 (9.4)
密接関係者	343 (2.7)	320 (2.4)	369 (2.5)

注1)「特定の者」とは、行為者が恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を抱いている対象である者をいう。

注2)「その他」は、近隣居住者、タレントのファン等を計上している。

注3)「密接関係者」とは、特定の者と社会生活において密接な関係を有する者をいう。

(6) 動機

	平19 (%)	平20年 (%)
ストーカー規制法に抵触する動機	11,553 (85.8)	12,885 (87.9)
好意の感情	8,026 (59.6)	9,029 (61.6)
好意が満たされず怨恨の感情	3,527 (26.2)	3,856 (26.3)
ストーカー規制法に抵触しない動機	260 (1.9)	359 (2.4)
精神障害 (被害妄想含む。)	42 (0.3)	82 (0.6)
職場トラブル	4 (0.0)	13 (0.1)
商取引上トラブル	1 (0.0)	5 (0.0)
その他怨恨の感情	125 (0.9)	120 (0.8)
その他	88 (0.7)	139 (0.9)
不明	1,650 (12.3)	1,413 (9.6)

注1) 割合は、認知件数平成19年中13,463件、同20年中14,657件の割合を算出したもの。

注2)「その他」は、離婚に伴うトラブル、親権問題等を計上している。

(7) 行為形態別発生状況（複数計上）

行為形態	平19（％）	平20（％）
つきまとい、待ち伏せ等（1号）	7,354（54.6）	7,560（51.6）
監視している事項の告知等（2号）	877（6.5）	992（6.8）
面会・交際等の要求（3号）	6,800（50.5）	7,710（52.6）
粗野又は乱暴な言動（4号）	1,666（12.4）	2,651（18.1）
無言電話・連続電話等（5号）	4,205（31.2）	4,418（30.1）
汚物等の送付等（6号）	150（1.1）	128（0.9）
名誉を害する事項の告知等（7号）	751（5.6）	831（5.7）
性的しゅう恥心を害する告知等（8号）	871（6.5）	980（6.7）
その他（ストーカー規制法に規定されていない嫌がらせ行為等）	241（1.8）	291（2.0）

注1）割合は、認知件数平成19年中13,463件、同20年中14,657件の割合を算出したもの。

注2）「その他」は、ストーカー規制法第2条第1項各号に該当しない連続メールの送信、被害者が開設するブログへの意味不明な書き込み等を計上している。

第2 配偶者からの暴力事案の対応状況

1 配偶者からの暴力事案の認知状況

平成20年中の認知件数は、前年に比べ4,218件（20.1%）増加した。

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
件数	3,608	14,140	12,568	14,410	16,888	18,236	20,992	25,210

注1) 認知件数には、配偶者からの暴力（「身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」）相談を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状受理、検挙等により認知した件数を計上している。

注2) 平成13年は法施行日（10月13日）から計上している。

注3) 平成16年12月2日から、婚姻関係等が解消したのものも計上している。

注4) 平成20年1月11日から、「生命等に対する脅迫」を受けた相談等についても計上している。

2 配偶者からの暴力事案に対して執った措置（複数計上）

	平19 (%)	平20 (%)	対前年比 (%)	
配偶者暴力防止法以外の法令による検挙	1,581 (7.5)	1,650(6.5)	69(+4.4)	
ストーカー規制法に基づく警告	16(0.1)	13(0.1)	-3(-18.8)	
加害者への指導警告	4,085(19.5)	5,341(21.2)	1,256(+30.7)	
パトロール	1,368(6.5)	2,481(9.8)	1,113(+81.4)	
被害者への防犯指導・防犯器具貸出し	14,315(68.2)	17,967(71.3)	3,652(+25.5)	
警察本部 長等 の 援 助	被害を自ら防止するための措置の教示	746(3.6)	1,337(5.3)	591(+79.2)
	住所居所を知られないようにするための措置	3,954(18.8)	5,096(20.2)	1,142(+28.9)
	住民基本台帳事務における支援	2,898(13.8)	3,339(13.2)	441(+15.2)
	捜索願への対応	825(3.9)	1,362(5.4)	537(+65.1)
	両方	231(1.1)	395(1.6)	164(+71.0)
被害防止交渉に関する事項についての助言	138(0.7)	218(0.9)	80(+58.0)	
加害者への被害防止交渉のための必要な事項の連絡	61(0.3)	81(0.3)	20(+32.8)	
被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用	99(0.5)	98(0.4)	-1(-1.0)	
その他適当と認める援助	210(1.0)	395(1.6)	185(+88.1)	
関係機関への連絡	3,407(16.2)	4,434(17.6)	1,027(+30.1)	
保護命令制度の説明	12,731(60.6)	16,224(64.4)	3,493(+27.4)	
その他	3,595(17.1)	5,053(20.0)	1,458(+40.6)	

注1) 割合は、認知件数平成19年中20,992件、同20年中25,210件の割合を算出したもの。

注2) 「関係機関」は、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、児童相談所、民間シェルター等を計上している。

注3) 「その他」は、弁護士会の教示、警察による被害者の保護等を計上している。

他法令による検挙の内訳

	平16	平17	平18	平19	平20	対前年比(%)
総数	1,094	1,367	1,525	1,581	1,650	69 (+ 4.4)
殺人	75	87	62	77	77	± 0 (± 0.0)
強姦	3	4	4	0	6	6 -
暴行	171	202	351	459	504	45 (+ 9.8)
傷害	711	887	908	856	871	15 (+ 1.8)
傷害致死			6	3	7	4 (+ 133.3)
脅迫	6	10	21	17	22	5 (+ 29.4)
強制わいせつ	2	0	2	2	1	- 1 (- 50.0)
住居侵入	12	26	27	38	24	- 14 (- 36.8)
逮捕監禁	9	13	9	10	12	2 (+ 20.0)
名誉毀損	3	1	1	2	1	- 1 (- 50.0)
器物損壊	19	39	45	36	35	- 1 (- 2.8)
暴処法違反	11	18	24	28	23	- 5 (- 17.9)
銃刀法違反	18	17	17	16	16	± 0 (± 0.0)
ストーカー規制法違反	0	2	2	5	1	- 4 (- 80.0)
その他	54	61	46	32	50	18 (+ 56.3)

注1) 発生した事件を検挙した後、当該事案が配偶者からの暴力事案であることが判明したものを含む。

注2) 未遂のある罪は、未遂を含む。

注3) 「その他」には、公務執行妨害、放火、道路交通法違反等が含まれる。

注4) 傷害致死は平成18年から計上している。

3 配偶者暴力防止法に基づく保護命令等に係る対応状況

	平16	平17	平18	平19	平20	対前年比(%)
医療機関からの通報(法第6条第2項)	32	50	53	56	81	25(+44.6)
裁判所からの書面提出要求(法第14条第2項)	1,541	2,025	2,172	2,162	2,618	456(+21.1)
裁判所からの更なる説明要求(法第14条第3項)	2	32	12	9	24	15(+166.7)
裁判所からの保護命令通知(法第15条第3項)	1,774	2,178	2,247	2,239	2,534	295(+13.2)
2併せて配偶者暴力相談支援センターへの通知(法第15条第4項)	-	-	-	-	935	-
接近禁止命令のみ	1,176	1,657	1,722	1,680	506	-1,174(-69.9)
1うち子への接近禁止命令	45	879	986	969	232	-737(-76.1)
2うち親族等への接近禁止命令	-	-	-	-	31	-
2うち子・親族等への接近禁止命令	-	-	-	-	34	-
退去命令のみ	5	4	8	7	5	-2(-28.6)
接近禁止命令・退去命令	593	517	517	552	128	-424(-76.8)
1うち子への接近禁止命令	18	329	350	357	55	-302(-84.6)
2うち親族等への接近禁止命令	-	-	-	-	4	-
2うち子・親族等への接近禁止命令	-	-	-	-	9	-
2接近禁止命令・電話等禁止命令	-	-	-	-	1,412	-
うち子への接近禁止命令	-	-	-	-	574	-
うち親族等への接近禁止命令	-	-	-	-	157	-
うち子・親族等への接近禁止命令	-	-	-	-	296	-
2接近禁止命令・電話等禁止命令・退去命令	-	-	-	-	483	-
うち子への接近禁止命令	-	-	-	-	257	-
うち親族等への接近禁止命令	-	-	-	-	34	-
うち子・親族等への接近禁止命令	-	-	-	-	93	-
保護命令違反の検挙(法第29条)	57	73	53	85	76	-9(-10.6)

注1) 1「子への接近禁止」は、平成16年12月2日から。

注2) 2「併せて配偶者暴力相談支援センターへの通知」、「親族等への接近禁止命令」、「電話等禁止命令」は、平成20年1月11日から。

注3)「子に対する接近禁止命令」、「親族等に対する接近禁止命令」及び「電話等禁止命令」は、被害者に対する「接近禁止命令」が発せられた場合にのみ発せられる。

注4)「親族等への接近禁止命令」で、命令の対象とされる親族等としては、被害者の両親、兄弟、同居していない成人の子が多い。

4 配偶者からの暴力事案の分析結果（平成20年中）

注1）都道府県警察が取り扱い、警察庁に報告があった事案について分析した。

注2）割合は、認知件数平成18年中18,236件、同19年中20,992件、同20年中25,210件の割合を算出したもの。

(1) 被害者の性別

	平18 (%)	平19 (%)	平20 (%)
女性	18,026(98.8)	20,704(98.6)	24,808(98.4)
男性	210(1.2)	288(1.4)	402(1.6)

(2) 被害者の年齢

	平18 (%)	平19 (%)	平20 (%)
19歳以下	203(1.1)	270(1.3)	335(1.3)
20歳代	3,942(21.6)	4,459(21.2)	5,354(21.2)
30歳代	6,847(37.5)	7,825(37.3)	9,133(36.2)
40歳代	3,657(20.0)	4,445(21.2)	5,567(22.1)
50歳代	1,984(10.9)	2,217(10.6)	2,518(10.0)
60歳代	1,075(5.9)	1,182(5.6)	1,573(6.2)
70歳以上	500(2.7)	567(2.7)	709(2.8)
不詳	28(0.2)	27(0.1)	21(0.1)

(3) 加害者の年齢

	平18 (%)	平19 (%)	平20 (%)
19歳以下	71(0.4)	98(0.5)	138(0.5)
20歳代	2,848(15.6)	3,107(14.8)	3,804(15.1)
30歳代	6,107(33.5)	7,006(33.4)	8,382(33.2)
40歳代	4,259(23.4)	4,910(23.4)	6,188(24.5)
50歳代	2,768(15.2)	2,958(14.1)	3,466(13.7)
60歳代	1,439(7.9)	1,657(7.9)	2,139(8.5)
70歳以上	668(3.7)	804(3.8)	1,002(4.0)
不詳	76(0.4)	452(2.2)	91(0.4)

(4) 被害者と加害者の関係

	平18 (%)	平19 (%)	平20 (%)
婚姻関係	13,272(72.8)	15,515(73.9)	18,460(73.2)
上記を解消	2,199(12.1)	2,493(11.9)	3,018(12.0)
内縁関係	2,418(13.3)	2,527(12.0)	3,148(12.5)
上記を解消	347(1.9)	457(2.2)	584(2.3)

注)「内縁関係」は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。